

(準用)

第六十八條 第九條から第十九條まで、第二十條(第二項第二号及び第三項第二号を除く。)、第二十二條から第三十四條まで、第三十六條から第五十二條までの規定は、指定盲ろうあ児施設について準用する。この場合において、第九條第一項中「第三十五條」とあるのは「第六十七條第一項」と、第十九條第二項中「次條第一項から第三項まで」とあるのは「第六十八條第一項において準用する次條第一項、第二項第一号及び第三項第一号」と、第二十二條第二項中「第二十條第二項」とあるのは「第六十八條第一項において準用する第二十條第二項第一号」と、第二十三條第一項中「次條第一項」とあるのは「第六十八條第一項において準用する次條第一項」と、第四十一條中「前條第一項」とあるのは「第六十八條第一項において準用する前條第一項」と、第五十二條第二項第一号中「第十八條第一項」とあるのは「第六十八條第一項において準用する第十八條第一項」と、同項第二号中「第二十四條第一項」とあるのは「第六十八條第一項において準用する第二十四條第一項」と、同項第三号中「第三十二條」とあるのは「第六十八條第一項において準用する第三十二條」と、同項第四号中「第四十八條第二項」とあるのは「第六十八條第一項において準用する第四十八條第二項」と、同項第五号中「第五十條第二項」とあるのは「第六十八條第一項において準用する第五十條第二項」と読み替えるものとする。

2 第九條から第十一條まで、第十三條から第十九條まで、第二十二條から第三十條まで、第三十二條から第三十四條まで、第三十六條から第三十九條まで、第四十一條から第五十二條まで、第五十五條、第五十六條及び第五十九條の規定は、指定難聴幼児通園施設について準用する。この場合において、第九條第一項中「第三十五條」とあるのは「第六十七條第二項」と、第十九條第二項中「次條第一項から第三項まで」とあるのは「第六十八條第二項において準用する第五十六條第一項から第三項まで」と、第二十二條第二項中「第二十條第二項」とあるのは「第六十八條第二項において準用する第五十六條第二項」と、第二十三條第一項中「次條第一項」とあるのは「第六十八條第二項において準用する次條第一項」と、第四十一條中「前條第一項の協力医療機関及び同條第二項の協力歯科医療機関」とあるのは「第六十八條第二項において準用する第五十九條の協力医療機関」と、第五十二條第二項第一号中「第十八條第一項」とあるのは「第六十八條第二項において準用する第十八條第一項」と、同項第二号中「第二十四條第一項」とあるのは「第六十八條第二項において準用する第二十四條第一項」と、同項第三号中「第三十二條」とあるのは「第六十八條第二項において準用する第三十二條」と、同項第四号中「第四十八條第二項」とあるのは「第六十八條第二項において準用する第四十八條第二項」と、同項第五号中「第五十條第二項」とあるのは「第六十八條第二項において準用する第五十條第二項」と読み替えるものとする。

第五章 指定肢体不自由児施設の人員、設備及び運営に関する基準

第一節 人員に関する基準

(指定肢体不自由児施設の従業者の員数)
第六十九條 指定肢体不自由児施設(指定肢体不自由児通園施設及び指定肢体不自由児療護施設を除く。以下この条において同じ。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。
一 医療法に規定する病院として必要とされる従業者 同法に規定する病院として必要とされる数
二 児童指導員及び保育士
イ 児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね障害児である乳児又は幼児の数を十で除して得た数及び障害児である少年の数を二十で除して得た数の合計数以上とする。
ロ 児童指導員 一以上
ハ 保育士 一以上
三 理学療法士又は作業療法士 一以上
2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定肢体不自由児施設において職業指導を課する場合には、職業指導員を置かなければならない。
3 第一項各号に掲げる従業者は、専ら当該指定肢体不自由児施設の職務に従事する者でなければならぬ。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができるものとする。

(指定肢体不自由児通園施設の従業者の員数)

第七十條 指定肢体不自由児通園施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。
一 医療法に規定する診療所として必要とされる従業者 同法に規定する診療所として必要とされる数
二 児童指導員 一以上
三 保育士 一以上
四 看護師 一以上
五 理学療法士又は作業療法士 一以上
2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定肢体不自由児通園施設において職業指導を課する場合には、職業指導員を置かなければならない。
3 第一項各号に掲げる従業者は、専ら当該指定肢体不自由児通園施設の職務に従事する者でなければならぬ。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができるものとする。
(指定肢体不自由児療護施設の従業者の員数)
第七十一條 指定肢体不自由児療護施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、四十人以下の障害児を入所させる施設にあつては第四号の栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては第五号の調理員を置かないことができる。
一 嘱託医 一以上
二 児童指導員及び保育士
イ 児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね障害児の数を三・五で除して得た数以上とする。
ロ 児童指導員 一以上
ハ 保育士 一以上
三 看護師 一以上
四 栄養士 一以上
五 調理員 一以上

第二節 設備に関する基準

(指定肢体不自由児施設(指定肢体不自由児通園施設及び指定肢体不自由児療護施設を除く。以下この条において同じ。)の設備)
第七十二條 指定肢体不自由児施設(指定肢体不自由児通園施設及び指定肢体不自由児療護施設を除く。以下この条において同じ。)の設備の基準は、次のとおりとする。ただし、第四号の義肢装具を製作する設備にあつては、他に適当な設備がある場合は、これを置かないことができる。
一 医療法に規定する病院として必要とされる設備を有すること。
二 訓練室、屋外訓練場、講堂、図書室及び浴室を有すること。
三 ギブス室及び特殊手工芸等の作業を指導するのに必要な設備を有すること。
四 義肢装具を製作する設備を有すること。
五 浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を設けること。
2 指定肢体不自由児施設は、その階段の傾斜を緩やかにしなければならない。
3 第一項各号に掲げる設備は、専ら当該指定肢体不自由児施設が提供する指定施設支援の用に供するものでなければならぬ。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、同項各号に掲げる設備と同項第一号に掲げる設備を除く。については、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができるものとする。